公益社団法人宮崎市観光協会　定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、公益社団法人宮崎市観光協会（以下「本協会」）と称する。

（事務所）

第2条　本協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　本協会は、宮崎市及びその周辺地域との緊密な連携のもと、観光客誘致宣伝を推進するとともに、観光客の受入体制の整備を行うなど観光に関する事業の振興を図り、もって地域経済の発展と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）観光地の紹介宣伝及び観光客の来訪の促進を図ること。

（2）観光客の受入体制の充実を図ること。

（3）観光に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

（4）観光関係従事者の資質の向上を図ること。

（5）観光行事の実施及び協力すること。

（6）観光案内及び情報の提供を行うこと。

（7）観光に関する社会的意義を高めること。

（8）観光関係団体と連絡協調し、総合的かつ効果的な観光振興を図ること。

（9）特産品、土産品等の宣伝及び育成を行うこと。

（10）観光ボランティアの育成及び体制の整備を図ること。

（11）旅行業法に基づく旅行業。

（12）その他協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章　会員

（法人の構成員）

第5条　本協会に次の会員を置く。

（1）正会員　　本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体等

（2）賛助会員　本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体等

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、法人法という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条　本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を

受けなければならない。

（経費の負担）
第7条　本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員になった時及び毎年、会員は理事会において別に定める経費を支払う義務を負う。

（任意退会）
第8条　会員は、退会しようとするときは、本協会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項により、当該会員を除名することができる。
(1)この定款その他の規則に違反したとき。
(2)本協会の名誉をき損し、又は本協会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第10条　前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)総正会員が同意したとき。
(2)当該会員が死亡、又は解散したとき。
(3)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

（拠出金品の不返還）
第11条　退会又は除名及び会員資格を喪失した会員が既に納入した会費及び入会金、その他の拠出金品は、返還しない。

第4章　総会

（構成）
第12条　総会は、総正会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第13条　総会は、次の事項について決議する。
(1)理事及び監事の選任又は解任
(2)理事及び監事の報酬等の額並びにその規則
(3)貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
(4)定款の変更
(5)会員の除名
(6)解散及び残余財産の処分

(7)不可欠特定財産の処分の承認
(8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)
第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)
第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)
第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)
第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)
第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1)会員の除名
(2)監事の解任
(3)定款の変更
(4)解散
(5)その他法令で定められた事項

(書面表決等)
第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条各項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)
第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその総会において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)
第21条 本協会に、次の役員を置く。

(1)理事　25名以上39名以内
(2)監事　3名以内
2　理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
3　前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4　理事のうち1名以上を外部理事とする。
5　監事のうち1名以上を外部監事とする。

（役員の選任）
第22条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　監事は、本協会の理事を兼ねることができない。
4　理事及び監事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号に規定する基準を満たすものとする。

（理事の職務及び権限）
第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
3　専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を統括する。
4　常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐し、業務を処理する。
5　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第25条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2　理事及び監事については再任を妨げない。
3　理事及び監事が任期途中で退任した時は、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。
4　補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5　理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第26条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問及び参与

（顧問及び参与）
第28条 協会に顧問及び参与を置くことができる。
(1)顧問　3人以内
(2)参与　3人以内
2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
4 顧問及び参与は、無報酬とする。
5 顧問及び参与は、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。
6 前4項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第7章 理事会

（構成）
第29条 本協会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第30条 理事会は、次の職務を行う。
（1） 本協会の業務執行の決定
（2） 会員の承認
（3） 理事の職務の執行の監督
（4） 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職
（5） 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
（6） 規則の制定、変更及び廃止

（招集）
第31条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）
第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

（委員会）
第35条 本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。
2 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

（資産の管理）
第36条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

（事業年度）
第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第38条 本協会の事業計画書、収支予算書、その他法令に定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 事業年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。
3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。
4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（活動計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
（6）財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（1）監査報告
（2）理事及び監事の名簿
（3）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）
第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第42条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開等

（情報公開等）
第44条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 公告の方法

（公告の方法）
第45条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章　事務局

（設置等）

第46条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章　雑則

（委任）

第47条　この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（理事に関する経過処置）

2　この定款施行の際、現に理事の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、それぞれ選出されたものとみなす。

（会長等に関する処置）

3　本協会の最初の会長は、黒木　政典、最初の副会長は、塩見　修、冨森　信作、金丸　健二、最初の専務理事は、萩野　政広とする。

（顧問及び参与に関する経過処置）

4　この定款施行の際、現に顧問及び参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、顧問及び参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（委員会委員に関する経過処置）

5　この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

（職員に関する経過処置）

6　この定款施行の際、現に本協会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

（計算書類等の作成等に関する経過処置）

7　法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業

年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款は、平成25年6月21日（定時総会承認の日）から施行する。

附　則

この定款は、平成29年6月23日（定時総会承認の日）から施行する。

附　則

この定款は、令和元年6月18日（定時総会承認の日）から施行する。

附　則

この定款は、令和8年6月29日（定時総会承認の日）から施行する。